

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○大学設置基準の一部改正

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>目次 [略] 第九章 事務組織等（第四十一条—第四十二条の三） 第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条の四—第四十二条の十三） 第十一章 共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条） 第十二章 国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条） 第十三章 雑則（第五十七条—第六十条） [略] 第一章 総則 （趣旨） 第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 2・3 [略] 第二章 教育研究上の基本組織 （学部以外の基本組織） 第六条 [略] 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する共同学科）という。）及び第五十条第一項に規</p> | <p>目次 [略] 第九章 事務組織等（第四十一条—第四十二条の三） 第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条） 第十一章 国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条） 第十二章 雑則（第五十七条—第六十条） [略] 第一章 総則 （趣旨） 第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。 2・3 [略] 第二章 教育研究上の基本組織 （学部以外の基本組織） 第六条 [略] 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準</p> |

定する国際連携学科に係るものを含む。)に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。)、第五十五条、第五十六条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第四章 教員の資格

(教授の資格)

第十四条 [略]

一 三 [略]

四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

五・六 [略]

(准教授の資格)

第十五条 [略]

一 [略]

二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 五 [略]

(助手の資格)

第十七条 [略]

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位(外国において授与されたこれらに

準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第四章 教員の資格

(教授の資格)

第十四条 [略]

一 三 [略]

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

五・六 [略]

(准教授の資格)

第十五条 [略]

一 [略]

二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 五 [略]

(助手の資格)

第十七条 [略]

一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

相当する学位を含む。)を有する者

二 [略]

第七章 卒業の要件等

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。)又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 [略]

(卒業の要件)

第三十二条 [略]

2・4 [略]

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得す

二 [略]

第七章 卒業の要件等

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 [略]

(卒業の要件)

第三十二条 [略]

2・4 [略]

5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のう

べき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

第十章 専門職学科に関する特例

（専門職学科とする学科等）

第四十二条の四 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

2 前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。

ち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

「一章十条を加える。」

(専門職学科に係る入学者選抜)

第四十二条の五 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(実務の経験等を有する専任教員)

第四十二条の六 専門職学科を置く学部に係る第十三条の規定による専任教員数のうち、別表第一イ②による専門職学科の専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。)とする。

2 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第四十二条の七 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学

科を設ける大学は、第十九条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

2 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第四十二条の八 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者

五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に

意見を述べるものとする。

- 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(専門職学科の授業科目)

第四十二条の九 専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

(専門職学科に係る授業を行う学生数)

第四十二条の十 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認

定)

第四十二条の十一 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職学科において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数（第三十条第一項により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。

（専門職学科に係る卒業の要件）

第四十二条の十二 専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上が含まれること。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が

別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。)をもつてこれに代えることができること。

(実務実習に必要な施設)

第四十二条の十三 専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

第十一章 共同教育課程に関する特例

(共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 「略」

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る専任教員数)

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 「略」

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(共同学科に係る専任教員数)

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当

該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。)以上とする。

2
〔略〕

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数(前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ(1)又は(2)の表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、中欄)に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数(以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

(共同学科に係る校舎の面積)

第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「大学別校舎面積」という。)以上とする。

2
〔略〕

(共同学科に係る施設及び設備)

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及

該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。)以上とする。

2
〔略〕

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数(前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、中欄)に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数(以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

(共同学科に係る校舎の面積)

第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「大学別校舎面積」という。)以上とする。

2
〔略〕

(共同学科に係る施設及び設備)

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ

び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十二章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 「略」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条 第三十四条から第三十六条、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場

、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十一章 国際連携学科に関する特例

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 「略」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条 第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学

合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。
2 [略]

第十三章 雑則

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

- イ 「別紙1のとおり」
ロ 医学又は歯学に関する学部に係る専任教員数

| | |
|-------|-----|
| 収容定員 | [略] |
| 学部の種類 | [略] |
| 医学関係 | [略] |
| 歯学関係 | [略] |

備考

- 一～三 [略]

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学部についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

| | |
|-----------|-----|
| 大学全体の収容定員 | [略] |
| 専任教員数 | [略] |

備考

- 一 [略]
二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。
三～五 [略]

科に係る施設及び設備を備えることを要しない。
2 [略]

第十二章 雑則

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

- イ [略]
ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

| | |
|-------|-----|
| 収容定員 | [略] |
| 学部の種類 | [略] |
| 医学関係 | [略] |
| 歯学関係 | [略] |

備考

- 一～三 [略]

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学部についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

| | |
|-----------|-----|
| 大学全体の収容定員 | [略] |
| 専任教員数 | [略] |

備考

- 一 (略)
二 [号を加える]
三～四 [略]

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 「別紙2のとおり」
 ロ 医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積

| | | |
|-------|----------------|-----|
| 学部の種類 | 収容定員 | |
| | 区分 | |
| 医学関係 | 校舎 附属 病院 | [略] |
| 歯学関係 | 校舎 附属 病院 | [略] |

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める面積の合計とする。
 ハ 「別紙3のとおり」

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 「略」
 ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

| | | |
|-------|----------------|-----|
| 学部の種類 | 収容定員 | |
| | 区分 | |
| 医学関係 | 校舎 附属 病院 | [略] |
| 歯学関係 | 校舎 附属 病院 | [略] |

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。
 ハ 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

【別紙1】

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る専任教員数

(1) 専門職学科以外の学科に係るもの

| 学部の種類 | 一学科で組織する場合の専任教員数 | | 二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数 | |
|---------------------------------------|------------------|-------|---|-------|
| | 収容定員 | 専任教員数 | 収容定員 | 専任教員数 |
| 文学関係 | 三二〇—六〇〇 | 一〇 | 二〇〇—四〇〇 | 六 |
| 教育学・保育学関係 | 三二〇—六〇〇 | 一〇 | 二〇〇—四〇〇 | 六 |
| 法学関係 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 経済学関係 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 社会学・社会福祉学関係 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 理学関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 工学関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 農学関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 獣医学関係 | 三〇〇—六〇〇 | 二八 | 二四〇—四八〇 | 一六 |
| 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの） | 三〇〇—六〇〇 | 二八 | 二四〇—三六〇 | 一六 |
| 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。） | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 一六〇—二四〇 | 八 |
| 家政関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 美術関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 音楽関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 体育関係 | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 保健衛生学関係（看護学関係） | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 保健衛生学関係（看護学関係を除く。） | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 一六〇—三二〇 | 八 |

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（(2)の表及び別表第二において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする（(2)及びロの表並びに別表第二において同じ。）。

- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（(2)の表及び別表第二において同じ。）。
- 四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。
- 五 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（(2)の表及び別表第二において同じ。）。
- 六 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（(2)の表及び別表第二において同じ。）。
- 七 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(2)の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 八 二以上の学科で組織される学部（獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする）。
- 九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。
- 十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。
- 十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部（に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める（(2)の表において同じ。）。

(2) 専門職学科に係るもの

| 学部の種類 | 一学科で組織する場合の専任教員数 | | | | 二以上の学科（専門職学科以外の学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数 | | | |
|-----------|------------------|-------|---------|-------|--|-------|---------|-------|
| | 収容定員 | 専任教員数 | 収容定員 | 専任教員数 | 収容定員 | 専任教員数 | 収容定員 | 専任教員数 |
| 文学関係 | 一六〇―三二九 | 八 | 三二〇―六〇〇 | 一〇 | 一〇〇―一九九 | 五 | 二〇〇―四〇〇 | 六 |
| 教育学・保育学関係 | 一六〇―三二九 | 八 | 三二〇―六〇〇 | 一〇 | 一〇〇―一九九 | 五 | 二〇〇―四〇〇 | 六 |

| | | | | | | | | |
|--------------------|---------|----|---------|----|---------|---|---------|----|
| 法学関係 | 二〇〇—三九九 | 一二 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 二〇〇—三九九 | 八 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 経済学関係 | 二〇〇—三九九 | 一二 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 二〇〇—三九九 | 八 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 社会学・社会福祉学関係 | 二〇〇—三九九 | 一二 | 四〇〇—八〇〇 | 一四 | 二〇〇—三九九 | 八 | 四〇〇—六〇〇 | 一〇 |
| 理学関係 | 一〇〇—一九九 | 一二 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 八〇—一五九 | 七 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 工学関係 | 一〇〇—一九九 | 一二 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 八〇—一五九 | 七 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 農学関係 | 一〇〇—一九九 | 一二 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 八〇—一五九 | 七 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 薬学関係 | 一〇〇—一九九 | 一二 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 八〇—一五九 | 七 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 家政関係 | 一〇〇—一九九 | 八 | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 八〇—一五九 | 五 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 美術関係 | 一〇〇—一九九 | 八 | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 八〇—一五九 | 五 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 音楽関係 | 一〇〇—一九九 | 八 | 二〇〇—四〇〇 | 一〇 | 八〇—一五九 | 五 | 一六〇—二四〇 | 六 |
| 体育関係 | 一〇〇—一九九 | 一〇 | 二〇〇—四〇〇 | 一二 | 八〇—一五九 | 七 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 保健衛生学関係（看護学関係） | 一〇〇—一九九 | 一〇 | 二〇〇—四〇〇 | 一二 | 八〇—一五九 | 七 | 一六〇—三二〇 | 八 |
| 保健衛生学関係（看護学関係を除く。） | 一〇〇—一九九 | 一二 | 二〇〇—四〇〇 | 一四 | 八〇—一五九 | 七 | 一六〇—三二〇 | 八 |

備考

- 一 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 二 この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。
- 三 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(1)の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

【別紙2】

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

| 学部の種類 | 収容定員 二〇〇人までの場合の面積 (平方メートル) | 四〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 八〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 八〇一人以上の場合の面積(平方メートル) |
|------------------------|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 文学関係 | 2,644 | (収容定員－200)×661÷200＋2,644 | (収容定員－400)×1,653÷400＋3,305 | (収容定員－800)×1,322÷400＋4,958 |
| 教育学・保育学関係 | 2,644 | (収容定員－200)×661÷200＋2,644 | (収容定員－400)×1,653÷400＋3,305 | (収容定員－800)×1,322÷400＋4,958 |
| 法学関係 | 2,644 | (収容定員－200)×661÷200＋2,644 | (収容定員－400)×1,653÷400＋3,305 | (収容定員－800)×1,322÷400＋4,958 |
| 経済学関係 | 2,644 | (収容定員－200)×661÷200＋2,644 | (収容定員－400)×1,653÷400＋3,305 | (収容定員－800)×1,322÷400＋4,958 |
| 社会学・社会福祉学関係 | 2,644 | (収容定員－200)×661÷200＋2,644 | (収容定員－400)×1,653÷400＋3,305 | (収容定員－800)×1,322÷400＋4,958 |
| 理学関係 | 4,628 | (収容定員－200)×1,157÷200＋4,628 | (収容定員－400)×3,140÷400＋5,785 | (収容定員－800)×3,140÷400＋8,925 |
| 工学関係 | 5,289 | (収容定員－200)×1,322÷200＋5,289 | (収容定員－400)×4,628÷400＋6,611 | (収容定員－800)×4,628÷400＋11,239 |
| 農学関係 | 5,024 | (収容定員－200)×1,256÷200＋5,024 | (収容定員－400)×4,629÷400＋6,280 | (収容定員－800)×4,629÷400＋10,909 |
| 獣医学関係 | 5,024 | (収容定員－200)×1,256÷200＋5,024 | (収容定員－400)×4,629÷400＋6,280 | (収容定員－800)×4,629÷400＋10,909 |
| 薬学関係 | 4,628 | (収容定員－200)×1,157÷200＋4,628 | (収容定員－400)×1,983÷400＋5,785 | (収容定員－800)×1,983÷400＋7,768 |
| 家政関係 | 3,470 | (収容定員－200)×992÷200＋3,966 | (収容定員－400)×1,984÷400＋4,958 | (収容定員－800)×1,984÷400＋6,942 |
| 美術関係 | 3,355 | (収容定員－200)×959÷200＋3,834 | (収容定員－400)×3,140÷400＋4,793 | (収容定員－800)×3,140÷400＋7,933 |
| 音楽関係 | 3,009 | (収容定員－200)×859÷200＋3,438 | (収容定員－400)×2,975÷400＋4,297 | (収容定員－800)×2,975÷400＋7,272 |
| 体育関係 | 3,009 | (収容定員－200)×859÷200＋3,438 | (収容定員－400)×1,983÷400＋4,297 | (収容定員－800)×1,983÷400＋6,280 |
| 保健衛生学関係(看護学関係) | 3,470 | (収容定員－200)×992÷200＋3,966 | (収容定員－400)×1,984÷400＋4,958 | (収容定員－800)×1,984÷400＋6,942 |
| 保健衛生学関係(看護学関係を 除く。) | 4,049 | (収容定員－200)×1,157÷200＋4,628 | (収容定員－400)×3,140÷400＋5,785 | (収容定員－800)×3,140÷400＋8,925 |

備考

- 一 この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附属施設及び第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない(ロ及びハ(1)の表において同じ。)
- 二 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(2)並びにハ(1)及び(2)の表において同じ。)

- 三 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれが多い数によりこの表に定める面積とする(2)並びにハ(1)及び(2)の表において同じ。)
- 四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開講状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる(2)並びにハ(1)及び(2)において同じ。)
- 五 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする(2)の表において同じ。)
- 六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校(以下この号において「学校等」という。)が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる(2)、ロ並びにハ(1)及び(2)の表において同じ。)
- (2) 専門職学部に係る基準校舎面積

| 学部の種類 | 収容定員 一〇〇 人まで の場 合の 面積 (平方 メー トル) | 二〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 四〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 八〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 八〇一人以上の場合の面積(平方メートル) |
|-----------------|--|--------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 文学関係 | 2,314 | (収容定員-100)×330÷100+2,314 | (収容定員-200)×661÷200+2,644 | (収容定員-400)×1,653÷400+3,305 | (収容定員-800)×1,322÷400+4,958 |
| 教育学・保育学 関係 | 2,314 | (収容定員-100)×330÷100+2,314 | (収容定員-200)×661÷200+2,644 | (収容定員-400)×1,653÷400+3,305 | (収容定員-800)×1,322÷400+4,958 |
| 法学関係 | 2,314 | (収容定員-100)×330÷100+2,314 | (収容定員-200)×661÷200+2,644 | (収容定員-400)×1,653÷400+3,305 | (収容定員-800)×1,322÷400+4,958 |
| 経済学関係 | 2,314 | (収容定員-100)×330÷100+2,314 | (収容定員-200)×661÷200+2,644 | (収容定員-400)×1,653÷400+3,305 | (収容定員-800)×1,322÷400+4,958 |
| 社会学・社会福 祉学関係 | 2,314 | (収容定員-100)×330÷100+2,314 | (収容定員-200)×661÷200+2,644 | (収容定員-400)×1,653÷400+3,305 | (収容定員-800)×1,322÷400+4,958 |
| 医学関係 | 4,049 | (収容定員-100)×579÷100+4,049 | (収容定員-200)×1,157÷200+4,628 | (収容定員-400)×3,140÷400+5,785 | (収容定員-800)×3,140÷400+8,925 |
| 工学関係 | 4,628 | (収容定員-100)×661÷100+4,628 | (収容定員-200)×1,322÷200+5,289 | (収容定員-400)×4,628÷400+6,611 | (収容定員-800)×4,628÷400+11,239 |
| 農学関係 | 4,396 | (収容定員-100)×628÷100+4,396 | (収容定員-200)×1,256÷200+5,024 | (収容定員-400)×4,629÷400+6,280 | (収容定員-800)×4,629÷400+10,909 |

| | | | | | |
|----------------------------|-------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 薬学関係 | 4,049 | (収容定員－100)×579÷100＋4,049 | (収容定員－200)×1,157÷200＋4,628 | (収容定員－400)×1,983÷400＋5,785 | (収容定員－800)×1,983÷400＋7,768 |
| 家政関係 | 3,470 | (収容定員－100)×496÷100＋3,470 | (収容定員－200)×992÷200＋3,966 | (収容定員－400)×1,984÷400＋4,958 | (収容定員－800)×1,984÷400＋6,942 |
| 美術関係 | 3,355 | (収容定員－100)×479÷100＋3,355 | (収容定員－200)×959÷200＋3,834 | (収容定員－400)×3,140÷400＋4,793 | (収容定員－800)×3,140÷400＋7,933 |
| 音楽関係 | 3,009 | (収容定員－100)×429÷100＋3,009 | (収容定員－200)×859÷200＋3,438 | (収容定員－400)×2,975÷400＋4,297 | (収容定員－800)×2,975÷400＋7,272 |
| 体育関係 | 3,009 | (収容定員－100)×429÷100＋3,009 | (収容定員－200)×859÷200＋3,438 | (収容定員－400)×1,983÷400＋4,297 | (収容定員－800)×1,983÷400＋6,280 |
| 保健衛生学関係 (看護学関係) | 3,470 | (収容定員－100)×496÷100＋3,470 | (収容定員－200)×992÷200＋3,966 | (収容定員－400)×1,984÷400＋4,958 | (収容定員－800)×1,984÷400＋6,942 |
| 保健衛生学関係 (看護学関係を 除く。) | 4,049 | (収容定員－100)×579÷100＋4,049 | (収容定員－200)×1,157÷200＋4,628 | (収容定員－400)×3,140÷400＋5,785 | (収容定員－800)×3,140÷400＋8,925 |

備考

- 一 この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設に必要な施設の面積は含まない（ハ(2)の表において同じ。）。
- 二 第四十二条の十二第一項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ハ(2)の表において同じ。）。

【別紙3】

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る加算校舎面積

| 学部の種類 | 二〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 四〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 六〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 八〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 一〇〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 一二〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 一四〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル) | 二〇〇〇人までの場合の面積(平方メートル) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 文学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 教育学・保育学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 法学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 経済学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 社会学・社会福祉学関係 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、一二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 |
| 理学関係 | 三、一七三 | 三、九六六 | 五、六一九 | 七、一〇七 | 八、七六〇 | 一〇、一四七 | 一一、七三四 | 一三、二二一 | 一四、七〇八 | 一六、一九五 |
| 工学関係 | 三、八三四 | 四、七九三 | 七、一〇七 | 九、四二一 | 一一、七三五 | 一四、〇四九 | 一六、三六三 | 一八、六七七 | 二〇、九九一 | 二三、三〇五 |
| 農学関係 | 三、六三六 | 四、六二八 | 六、九四二 | 九、二五八 | 一一、五七〇 | 一三、八八四 | 一六、一九八 | 一八、五一二 | 二〇、八二六 | 二三、一四〇 |
| 薬学関係 | 三、三〇五 | 四、一三二 | 五、一二三 | 六、一一五 | 七、一〇七 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 | 一二、〇六七 |
| 家政関係 | 二、五一二 | 三、一四〇 | 四、一三二 | 五、一二三 | 六、一一五 | 七、一〇七 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 |
| 美術関係 | 二、六四四 | 三、三〇五 | 四、九五八 | 六、六一一 | 八、〇九九 | 九、五八六 | 一一、〇七三 | 一二、五六〇 | 一四、〇四七 | 一五、五三四 |
| 音楽関係 | 二、五一二 | 三、一四〇 | 四、六二八 | 六、二八〇 | 七、六〇三 | 九、〇九〇 | 一〇、五七七 | 一二、〇六四 | 一三、五五一 | 一五、〇三八 |
| 体育関係 | 二、七七六 | 三、四七一 | 四、四六二 | 五、四五四 | 六、四四六 | 七、七六八 | 九、〇九一 | 一〇、四二二 | 一一、七三四 | 一三、〇五六 |
| 保健衛生学関係(看護学関係) | 二、五一二 | 三、一四〇 | 四、一三二 | 五、一二三 | 六、一一五 | 七、一〇七 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 |
| 保健衛生学関係(看護学関係を除く。) | 三、一七三 | 三、九六六 | 五、六一九 | 七、一〇七 | 八、七六〇 | 一〇、一四七 | 一一、七三四 | 一三、二二一 | 一四、七〇八 | 一六、一九五 |

備考 収容定員が二、〇〇〇人を超える場合は、二〇〇人を増すごとに、この表に定める二、〇〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする(②の表において同じ。)

(2) 専門職学部に係る加算校舎面積

| 学部の種類 | 収容定員 | 100人 | 200人 | 400人 | 600人 | 800人 | 1000人 | 1200人 | 1400人 | 1600人 | 1800人 | 2000人 |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 文学関係 | 一、五〇五 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、二二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 | 七、七六八 |
| 教育学・保育学関係 | 一、五〇五 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、二二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 | 七、七六八 |
| 法学関係 | 一、五〇五 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、二二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 | 七、七六八 |
| 経済学関係 | 一、五〇五 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、二二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 | 七、七六八 |
| 社会学・社会福祉学関係 | 一、五〇五 | 一、七一九 | 二、一四八 | 二、九七五 | 三、八〇一 | 四、四六二 | 五、二二三 | 五、七八五 | 六、四四六 | 七、一〇七 | 七、七六八 | 七、七六八 |
| 理学関係 | 二、七七七 | 三、一七三 | 三、九六六 | 五、六一九 | 七、一〇七 | 八、七六〇 | 一〇、一四七 | 一一、七三四 | 一三、二二二 | 一四、七〇八 | 一六、一九五 | 一六、一九五 |
| 工学関係 | 三、三五五 | 三、八三四 | 四、七九三 | 七、一〇七 | 九、四二一 | 一一、七三五 | 一四、〇四九 | 一六、三六三 | 一八、六七七 | 二〇、九九一 | 二三、三〇五 | 二三、三〇五 |
| 農学関係 | 三、一四〇 | 三、六三六 | 四、六二八 | 六、九四二 | 九、二五八 | 一一、五七〇 | 一三、八八四 | 一六、一九八 | 一八、五二二 | 二〇、八二六 | 二三、一四〇 | 二三、一四〇 |
| 薬学関係 | 二、八九一 | 三、三〇五 | 四、一三二 | 五、一二三 | 六、一一五 | 七、一〇七 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 | 一二、〇六七 | 一二、〇六七 |
| 家政関係 | 二、一九八 | 二、五二二 | 三、一四〇 | 四、一三二 | 五、一二三 | 六、一一五 | 七、一〇七 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 | 一一、〇七五 |
| 美術関係 | 二、三二四 | 二、六四四 | 三、三〇五 | 四、九五八 | 六、六一一 | 八、〇九九 | 九、五八六 | 一一、〇七三 | 一二、五六〇 | 一四、〇四七 | 一五、五三四 | 一五、五三四 |
| 音楽関係 | 二、一九八 | 二、五二二 | 三、一四〇 | 四、一三二 | 五、一二三 | 六、一一五 | 七、一〇七 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 | 一一、〇七五 |
| 体育関係 | 二、四二九 | 二、七七六 | 三、四七一 | 四、四六二 | 五、四五四 | 六、四四六 | 七、七六八 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 | 一一、〇七五 |
| 保健衛生学関係 (看護学関係) | 二、一九八 | 二、五二二 | 三、一四〇 | 四、一三二 | 五、一二三 | 六、一一五 | 七、一〇七 | 八、〇九九 | 九、〇九一 | 一〇、〇八三 | 一一、〇七五 | 一一、〇七五 |
| 保健衛生学関係 (看護学関係を 除く。) | 二、七七七 | 三、一七三 | 三、九六六 | 五、六一九 | 七、一〇七 | 八、七六〇 | 一〇、一四七 | 一一、七三四 | 一三、二二二 | 一四、七〇八 | 一六、一九五 | 一六、一九五 |